

協 定 書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）、境港市（以下「乙」という。）、鳥取県西部再生資源事業協同組合（以下「丙」という。）、サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「丁」という。）及びサントリーホールディングス株式会社（以下「戊」という。）は、甲、乙、丙、丁及び戊が協力して行うペットボトルリサイクルの実施に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が協力して、使用済みペットボトルを、「ボトルtoボトル」水平リサイクル（以下「水平リサイクル」という。）により安定的にペットボトルとしてリサイクルすることにより、持続可能な循環型社会の実現に資することを目的とする。

第2条（連携事項）

甲、乙、丙、丁及び戊は、次の各号について連携し、協力する。

- （１） ペットボトルの水平リサイクルの実施及び維持継続するために必要な活動
- （２） ペットボトルの水平リサイクルに係る住民等への普及啓発に関する活動
- （３） その他、ペットボトルの水平リサイクルの推進を目的とした活動

第3条（代理）

丁は、本協定に定める丁の行為につき、戊に代理権を付与するものとし、甲、乙及び丙は、これを承諾する。

第4条（甲のリサイクルプラザに搬入された使用済みペットボトルのリサイクル）

- 1 甲は、甲のリサイクルプラザに搬入された使用済みペットボトルの全量に係る中間処理を行い、当該中間処理を経た使用済みペットボトル（以下この条において「中間処理済みペットボトル」という。）を第7条に定める単価により、丙に売り渡す。
- 2 丙は、前項の規定により甲から買い受けた中間処理済みペットボトルを、丙の組合員である処理業者（以下「本処理業者」という。）に売り渡し、所有権を移転する。
- 3 丙は、前項の規定により本処理業者に売り渡した中間処理済みペットボトルにつき、甲から買い受けた中間処理済みペットボトル相当量の一月当たり大型トラック1車分（ベールの場合は約6ト又はフレークの場合は約8ト）の量（この量は本条及び次条第3項に定める量を合算した量とし、以下「指定量」という。）を、当該本処理業者をして、丁が指定するリサイクル業者（以下「本リサイクル業者」という。）に売却させるものとする。なお、売買条件の詳細は、別途本処理業者と本リサイクル業者との間に締結する契約に定めるとおりとする。
- 4 丁は、本リサイクル業者をして、前項の規定により本処理業者が売り渡す中間処理済みペットボトルの指定量買い受けさせるよう最大限努力する。
- 5 丁は、本リサイクル業者をして、第3項の規定により本処理業者から買い受けた中間処理済みペットボトルの指定量を使用して、ペレット又はグリフォームを製造せしめるよう最大限努力する。

- 6 丁は、前項に基づき製造されたものと同等量のペレット又はプリフォームを、本リサイクル業者より買い受け、ペットボトルの製造に使用するものとする。
- 7 丁は、前項に基づき製造されたペットボトルを、丁及び戊のグループ会社が製造・販売する製品の容器として使用するものとする。

第5条（乙が収集した使用済みペットボトルのリサイクル）

- 1 乙は、乙が収集した使用済みペットボトルを、本処理業者に搬入し、当該本処理業者による中間処理を経た使用済みペットボトル（以下この条において「中間処理済みペットボトル」という。）を、乙、丙協議の上定める単価により、丙に売り渡す。
- 2 丙は、前項の規定により乙から買い受けた中間処理済みペットボトルを、本処理業者に売り渡し、所有権を移転する。
- 3 丙は、前項の規定により本処理業者に売り渡した中間処理済みペットボトルにつき、乙から買い受けた中間処理済みペットボトル相当量の一月当たり大型トラック1車分（ペールの場合は約6ト又はフレークの場合は約8ト）の量を、当該本処理業者をして、本リサイクル業者に売却させるものとする。なお、売買条件の詳細は、別途本処理業者と本リサイクル業者との間にて締結する契約に定めるとおりとする。
- 4 丁は、本リサイクル業者をして、前項の規定により本処理業者が売り渡す中間処理済みペットボトルの指定量買い受けさせるよう最大限努力する。
- 5 丁は、本リサイクル業者をして、第3項の規定により本処理業者から買い受けた中間処理済みペットボトルの指定量を使用して、ペレット又はプリフォームを製造せしめるよう最大限努力する。
- 6 丁は、前項に基づき製造されたものと同等量のペレット又はプリフォームを、本リサイクル業者より買い受け、ペットボトルの製造に使用するものとする。
- 7 丁は、前項に基づき製造されたペットボトルを、丁及び戊のグループ会社が製造・販売する製品の容器として使用するものとする。

第6条（リサイクル業者の再指定）

本リサイクル業者において、設備トラブル・需給変動等の要因により、甲のリサイクルプラザに搬入された使用済みペットボトル及び乙が収集した使用済みペットボトルの受入れが困難又は不能な場合には、丁は当該受入れが困難又は不能な使用済みペットボトルについて、ペットボトル用途のペレット又はプリフォームに再生することが可能なリサイクル業者を速やかに再指定するよう努める。

第7条（使用済みペットボトルの単価）

第4条第1項に基づき甲が丙に対し売り渡す中間処理済みペットボトルの単価については、日本容器包装リサイクル協会での、全国平均落札価格(逆有償分込み)に基づき、年2回（毎年3月末までに、当該年4月1日から9月末までの期間の単価、及び毎年9月末までに、当該年10月1日から翌年3月末までの期間の単価）単価を見直し、適用するものとする。

第8条（秘密保持）

甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定を通じて知り得た他の当事者の営業秘密については、他の当事者の事前の承諾なくして第三者（丁又は戊のグループ会社を除く。）に開示・漏洩してはならず、また、本協

定の目的以外のために使用してはならない。なお、本条の定めは、本協定終了後も有効に存続するものとする。

第9条（有効期間）

本協定の有効期間は、2025年3月1日から2026年2月28日までとする。ただし、期間満了6か月前までに甲、乙、丙、丁又は戊から別段の意思表示がない限り、本協定は1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第10条（解除）

丁及び戊は、甲のリサイクルプラザに搬入された使用済みペットボトル又は乙が収集した使用済みペットボトルのうち一定量以上の品質が水平リサイクルに適さず、本協定に基づく取引を継続することが難しいと判断した場合、本協定を解除することができる。ただし、丁及び戊は、当該解除によって、甲又は乙が使用済みペットボトルの引取先を失う場合、他に引取先を確保するに当たって十分な期間を設けるよう努力するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲、乙、丙、丁及び戊は、自らが暴力団、その関係団体、これらの構成員、関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、及び過去に反社会的勢力ではなかったことを保証する。
- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は、他の当事者が前項に違反した場合、何らの通知催告を要せず直ちに本協定を解除することができるものとし、これによって生じた損害を当該被解除当事者に対して請求できるものとする。
- 3 前項の規定により本協定が解除された場合には、被解除当事者は、当該解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第12条（人権尊重責任）

- 1 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定の履行に当たって、人権に関して適用される全ての法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権を尊重するものとする。
- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は、本条に定める義務に違反する事実又は本協定の履行に当たり人権への負の影響が生じた場合、相手方に対して、速やかに関連事実を通知し、違反を是正するための措置を速やかに講じ、かかる措置の結果を報告するものとする。
- 3 甲、乙、丙、丁及び戊は、前項の相手方が本条の遵守状況に関する調査又は監査の要請をした場合は、かかる調査又は監査に協力するものとする。

第13条（協議）

本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊の間で誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上の合意の証として、本書5通又は本電磁的記録を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印又は電子署名を施した上、各自本書1通又は本電磁的記録を保有する。

2025年2月12日

甲 鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司

乙 鳥取県境港市上道町3000番地

境港市

境港市長 伊達憲太郎

丙 鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地（リサイクルプラザ内）

鳥取県西部再生資源事業協同組合

理事長 稲田祥悟

丁 東京都港区芝浦三丁目1番1号 田町ステーションタワーN

サントリー食品インターナショナル株式会社

常務執行役員SBFジャパン生産SCM本部長 風間茂明

戊 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーホールディングス株式会社 常務執行役員

サステナビリティ経営推進本部長 藤原正明